

答 申

「愛媛県立松山南高等学校に関し、令和 3 年 4 月 1 日以降に労働安全衛生法に基づいて、産業医が行った作業場等の巡視の状況又は結果がわかる資料」非公開決定

第 1 審査会の結論

令和 3 年 10 月 25 日付けで愛媛県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書公開請求

審査請求人は、令和 3 年 10 月 10 日、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「愛媛県立松山東高等学校（以下「松山東高校」という。）及び愛媛県立松山南高等学校（以下「松山南高校」という。）に関し令和 3 年 4 月 1 日以降労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づく以下の資料」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 実施した安全衛生委員会の議事録（以下「文書 1」という。）
- (2) 衛生管理者が行った作業場等の巡視の状況又は結果がわかる資料（以下「文書 2」という。）
- (3) 産業医が行った作業場等の巡視の状況又は結果がわかる資料（以下「文書 3」という。）
- (4) 産業医が毎月 1 回作業場を巡視していない場合において、労働者の健康障害を防止し又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって衛生委員会等における調査審議を経て事業者がいわゆる産業医に提供した資料（以下「文書 4」という。）
- (5) 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「規則」という。）第 52 条の 2 第 1 項の「超えた時間」が 1 月あたり 80 時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報で産業医へ提供した資料（以下「文書 5」という。）

2 請求に対する決定

(1) 非公開決定

実施機関は、本件公開請求の対象となる文書のうち、松山南高校に関する文書 3 について、文書を保有していないため文書不存在であるとして、令和 3 年 10 月 25 日付けで非公開決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、松山東高校に関する文書 4 について、産業医が毎月 1 回作業場を巡視しており、文書を保有していないため文書不存在であるとして、本件処分と同日付けで非公開決定を行った。

(2) 部分公開決定

実施機関は、本件公開請求の対象となる文書のうち、松山東高校に関する文書1、文書3及び文書5について、また、松山南高校に関する文書5について、本件処分と同日付けで部分公開決定を行った。

① 公開しない部分

- 文書1：発言者の職氏名
- 文書3：従事者職氏名、個人印の印影
- 文書5：教職員の職氏名ほか個人の特定につながる部分

② 公開しない理由

条例第7条第2項第1号及び第5号に該当し、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため、及び公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。

(3) 全部公開決定

実施機関は、本件公開請求の対象となる文書のうち、松山東高校に関する文書2について、また、松山南高校に関する文書1、文書2及び文書4について、本件処分と同日付けで全部公開決定を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年11月6日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する非公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 公文書非公開決定に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）の内容

審査請求人が非公開決定の取消しを求める本件公文書は、「松山南高校に関し、令和3年4月1日以降に法に基づいて、産業医が行った作業場等の巡視の状況又は結果がわかる資料」である。

2 本件公文書を非公開とした理由

松山南高校は、令和3年4月1日から公文書公開請求日までの間は、規則第15条に規定する産業医の定期巡視を行っておらず、本件公文書を保有していないため、条例第11条第2項の規定に基づき、非公開とした。

第4 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、請求にかかわる公文書を保有していないとする本件処分の理由は不合理であるとして、本件処分の取り消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

法第13条第1項により、「事業者は、(中略)医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない」とされている。規則で定められた定期的な産業医の巡視を実施する措置義務は愛媛県教育委員会に課されているものである。規則第15条第1項において、産業医の作業場等の巡視の頻度に関わる記載があり、「毎月一回以上(中略)少なくとも二月に一回」とされている。令和3年4月1日から開示請求受理日の令和3年10月11日までの間に、満6月が経過しているため、少なくとも2月に1回の頻度が履行されているならば、少なくとも3件以上の巡視の状況又は結果にかかわる資料があつてしかるべきである。

そもそも、法において、産業医は数多くの職務を遂行する立場にあるが、例えば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がある中で、規則第14条第1項第6号の「労働者の健康管理に関すること」に関する事項を行わせなければならないとされている。産業医の巡視を実施することで、教職員の事業場での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に有効であるほか、令和3年6月以降では、夏季の熱中症対策について教職員への指導に関し、産業医の「労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識」からもたらされる指導は必要不可欠である。よって、令和3年4月1日以降10月11日までの間に作業場の巡視を行わないことは、産業医の職務を果たしているとは言い難いので、必ず、作業場の巡視は行われているはずである。

仮に、産業医の巡視が定期的に行われていない場合には、県立高等学校の教職員の健康管理が損なわれ、愛媛県において、適正な水準の教育の質が担保されていない状態にあつて、最終的に被害を受けるのは愛媛県民である。産業医の巡視が行われていない場合には早期に是正が図られるべきである。

以上から、該当文書が存在しないとする愛媛県教育委員会が行った行政処分は法に違反している状態であり不合理である。つまり、文書の特定が不十分である。

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている本件公文書は、「松山南高校に関し、令和3年4月1日以降に法に基づいて、産業医が行った作業場等の巡視の状況又は結果がわかる資料」である。

また、本件処分において、実施機関が非公開とした理由は、請求に係る公文書を保有していないため、公文書不存在として、条例第11条第2項の規定に基づき、非公開の決定をしたものである。

これに対し、審査請求人は、請求にかかわる公文書を保有していないとする理由は不合理であるとして、本件処分の取消しを求めているところであり、以下、本件公文書の不存在を理由とする実施機関における本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分に係る具体的な判断

(1) 関係法令の規定について

労働安全衛生に関する関係法令の規定の概要は以下のとおりとなっている。

ア 産業医等の選任について

事業者は、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場ごとに、衛生管理者を選任し(法第 12 条、労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。)第 4 条)、衛生管理者は毎週 1 回作業場等を巡視しなければならない(規則第 11 条)。また、医師のうちから産業医を選任し、産業医に労働者の健康管理等を行わせなければならない(法第 13 条、令第 5 条)。

イ 産業医の巡視について

産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わなければならない(法第 13 条第 3 項)、原則として少なくとも毎月 1 回、衛生管理者が行う巡視の結果等の提供を受けている場合で、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に 1 回、作業場等を巡視しなければならない(規則第 15 条)。

(2) 関係法令の適用について

当審査会において実施機関に確認したところ、松山南高校の令和 3 年度における常時勤務する教職員実人員は 115 人であり、松山南高校は法第 13 条及び規則第 15 条の適用を受けるとのことである。したがって、松山南高校においては、産業医の職場巡視が法令上義務付けられていることとなる。

(3) 本件処分の妥当性について

実施機関の説明によると、松山南高校では、令和 3 年 4 月 1 日から本件公開請求の日までの間は、規則第 15 条に規定する産業医の定期巡視を行っておらず、本件公文書を作成、保有していないため、文書不存在として本件処分を行ったとのことである。

産業医の職場巡視が行われていなかったことについてはともかくとして、本件公文書を作成、保有していないため非公開としたとの実施機関の説明に、特段不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められないことから、本件公文書の不存在を理由として行った実施機関の処分は妥当である。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張をしているが、いずれも当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

4 付言

当審査会の結論は以上のとおりであるが、当審査会は以下の点について付言する。

当審査会の権限外の事項ではあるが、産業医の職場巡視に関し、実施機関においては、法令遵守の観点から相応の対応に努められたい。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年3月30日	諮問
令和4年5月16日	審査会（第1回審議）
令和4年7月11日	審査会（第2回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	